

# 審議会等議事概要

平成24年度 第2回 滝川市都市計画審議会 議事概要

日 時	平成24年10月19日（金曜日）午前10時30分～午前12時00分
開催場所	滝川市役所 5階 庁議室
出席者	宮島忠幸会長、田端千裕副会長、中村延孝委員、細田光人委員、池田尚志委員、堀 重雄委員、井上正雄委員、関藤龍也委員、柴田文男委員、道下義夫委員 事務局等：前田康吉市長、大平正一部長、千葉 豊室長、湯浅芳和副主幹、岡崎卓哉主査、東 忠司主任技師、内田喜大主任級技師
議 事	<p>1 開 会</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局長から本日は委員10名全員が出席で審議会が成立したことを報告</li></ul> <p>2 市長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 市長から諮問二件、議案二件が本日の主となりますので、各委員に対してよろしくお願ひしたい旨あいさつがあった。</li></ul> <p>3 会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本日は諮問と議案とありますが、各委員には活発な審議を期待するとともに、答申できるようよろしくお願ひしたい旨あいさつがあった。</li><li>・ 会長のあいさつ終了後、市長が他の公務のため退席。</li></ul> <p>4 諮問第1号 滝川都市計画道路の変更について 事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 配付資料に基づき、「滝川都市計画道路」について内容説明を行い、今後の進め方について報告。</li></ul> <p>会 長)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ただ今、説明が終わりました。何か質問質疑はございますか。</li></ul> <p>委 員)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ タクシーが乗り入れている所がありますが、タクシーの乗り入れをしている方の意見については、計画に反映されているのか。</li></ul> <p>事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 今回の駅前広場の案を作成するに当たりまして、駅前広場に乗り入れているタクシー会社5社、いわゆるタクシー協会と協議を3回ほど行ってございま</li></ul>

す。その中でいろいろなご意見・ご要望を頂いておりました、それらを踏まえて最終的に協会の社長の方々と合意して、今回の案に至っております。ただし、詳細な部分、例えば看板を設置できるかどうかは、今後の検討次第ですけれども、タクシー乗り場の看板の設置の位置、大きさについての詳細な部分は今後の設計段階で協議を進めていきたいと考えております。

委 員)

- ・ 非常に大勢の乗降者がこの新しいバスあるいはタクシーに乗り継ぎになるので多聞に安全性の問題が今後いろいろな所からご指摘があるのではないかなと予想されております。当初の案としてタクシー会社等のご意見も取り入れているということではありますが、より一層柔軟に特に乗降客の安全について確保できるような、配慮を今後していただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。これは意見まで行きませんが、お願いということでも申し上げます。

会 長)

- ・ ただ今の件につきましては、お願いということでございますので、それを参考に十分慎重に扱っていただきたいと思います。他にございませんでしょうか。

委 員)

- ・ 諮問第1号資料3ページの滝川都市計画道路の変更にある新十津川町の部分も全て審議するのか。新十津川町との関係はどうなっているのか。

会 長)

- ・ 諮問第1号資料3ページにございます新十津川町の関係の道路の変更について載っているけれども、この審議会とどう関係するのか、説明をお願いいたします。

事務局)

- ・ 今回、都市計画道路の変更は北海道決定になっております。広域で行うもの、また幅員の大きなものについては北海道決定となっております。今回、新十津川町が滝川市の都市計画区域と同じ区域に入っております、北海道決定としては新十津川町も今一緒に審議を行って都市計画変更をしていくことになっております。ただし、滝川市の審議会では滝川市に関連のある部分だけであり、それ以外の部分については除かれるということになります。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。

委員)

- ・ 新十津川町と協議をして、ここへ出したということではないのか。

事務局)

- ・ 新十津川町と協議してございます。その上で案を作りまして載せてございます。今回載せてございますのは車線決定ということで、今までの都市計画案の前段の手続きをいたしております。幅員しか変更しないところを、法律が変わり、その法に基づきまして車線数を決定するという内容となっております。この都市計画を変更するとか、都市計画道路を変更するとか、駅前広場以外はございませんので、またそのようなことで協議は終わっておりますし、審議の内容としては新十津川町の分については除外していただきたい。

会長)

- ・ 説明が終わりました。

委員)

- ・ はい、了解しました。

会長)

- ・ 他にございませんでしょうか。

委員)

- ・ 駅前広場の平面図を見ると一般車用の駐車が17台の確保と出ていますが、この17台というのは市民にとって適正なのか。今現在この駐車場を利用しながら札幌等に日帰りで行って来る方もいられると思われるのですが、スマイルビルの方に停めていかれる方もおられると思います。この17台というのは適正な台数と判断されているのか、また本来もう少しあった方がよいのだけれどもスペースがないということなのか、そのあたりの説明をお願いいたします。

会長)

- ・ はい、説明願います。

事務局)

- ・ 現在の駅前広場の真ん中当たりの場所は一時的な駐車場ということで、現在30分あくまでも駅利用者のための乗降、お迎え、お見送り、荷物を下ろすためだけに設置されてございます。その台数は約20台でございまして、今回の17台につきましても現状の調査をして、実際長時間駐車しているのは認められないのですけれども、送迎にどれくらいの台数があるか調査をして、全国のルールに基づきまして算出した結果17台ということでございま

す。これはどの駅前広場も同じルールで算出されております。その上で送迎用等については十分確保できていると考えております。ただ、今ご指摘のあったスマイルビルに行かれる方や、他のことに利用されている方については別の駐車場を利用するという考え方でございます。他に駐車場もございますので、そちらを利用していただきたい。ただ駅舎の利用者で駅を利用して例えば札幌や旭川へ行く方がいらっしゃると思います。そちらの方についてはパークアンドトレインを考えております。今JR北海道と協議をしております、右側の方にパークアンドトレインがございますけれども、左側の方と奥側の離れた所にもあり、なかなか利用が難しいことがございまして、今パークアンドトレインを駅の近くに持っていけないかJR北海道と協議をしております。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。

委 員)

- ・ はい、わかりました。

会 長)

- ・ 他にございませんか。無ければ以上持ちまして、諮問第1号「滝川都市計画道路の変更」について、質疑を終了し、決定させていただきたいと思っておりますけれども、ただ今の第1号について決定し、諮問することに異議ございませんか。

委 員)

- ・ 異議なし

会 長)

- ・ 異議ないと認め、そのようにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

## 5 諮問第2号

滝川都市計画道路の変更について

事務局)

- ・ 配付資料に基づき、「滝川都市計画用途地域指定基準の変更」について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。ご質疑等ありましたらよろしくお願いいたします。

委員)

- ・ 諮問第2号1ページですが、このマスタープランに基づいて、これまでの人口増加を前提とした都市づくりから人口減少・高齢化社会に対応したコンパクトシティを作っていくということですが、そのコンパクトシティの元々のフレームというのは、中活法でエリア決定している地域に都市機能を集約化していくということなのか、そうではなくて、これまでのマスタープランに基づいたコンパクト化なのか、というところがわからない。全体的な見直しということに見えるものですから、その政策的な部分で特に力を入れて今回変更しようとしているのか、そのことだけ理解できる程度に説明してほしい。

会長)

- ・ 説明願います。

事務局)

- ・ 今回のコンパクトシティについては、都市計画マスタープランの中で滝川市内を3つのコンパクトタウンということで設定しております。1つは滝川市街地のコンパクトタウンです。都市計画マスタープランの中にある土地利用計画図の中に、環状線として位置づけている路線があります。三丁目から国道12号バイパス、国道38号、国道451号、西二号を囲むラインを環状線という位置付けています。この中を滝川市街地、また中心市街地周辺を加えた部分にコンパクトに集約していく。それ以外の外側の部分に関しては、ゆとりある土地として土地利用を図っていきます。また江部乙に関しましては、江部乙駅前から国道12号に掛けての部分に江部乙のコンパクトタウンということで、真ん中に人口集中を図っていく。東滝川に関しましては東滝川駅から国道38号の部分に東滝川のコンパクトタウンということで、3つのコンパクトタウンに人口を集約化させていくという大きな前提として今回都市計画の見直しを行っております。

委員)

- ・ そうなると、中島町あるいは空知町に現在医療機関が集約化されて、極めて大きな進出の流れになっています。更に、今後高齢者の福祉施設なども進出するような流れが起きています。そう言うことも、今のお話だと国道38号線と中心市街地の部分、中活部分の所までは、十分理解できるのですが、これから非常に大きく変わりうるであろう、その地域についてはどのような基本的な考えを持っているのか。その1点だけ確認させてください。

会長)

- ・ 説明願います。

事務局)

- ・ コンパクトタウンで環状線エリアということで説明しておりますけれども、それと併せて、国道沿道等の高規格道路沿線に関しましては生活利便性を高めていく。こういった道路沿線に関しましてはいろいろな大きな建物が建ち合っている現状もございますので、そのような所は極力生活利便性を高めていきたいと考えております。今、委員からご指摘があったように中島町近辺の国道451号バイパス沿道に関しましても、都市計画マスタープランの方針の中では、近隣生活利便ゾーンということで現在国道451号バイパス沿道は10,000m<sup>2</sup>もしくは3,000m<sup>2</sup>以下までの店舗が建てられます。ある程度、幹線道路には建物が建ちやすい規制をして、それ以外の生活道路等は大きなものが建ちづらく、メリハリをつけて規制を図っていきたい。

委員)

- ・ わかりました。

会長)

- ・ 他にございませんか。

委員)

- ・ 滝川市は道路や国鉄の交通の接結点として発展してきた所だが、人口減少社会になり人口が5万3千人から4万3千人まで減っている状況の中で、街をコンパクトにしていかなければならないが、より発展性のある形の土地利用にしておかなければ、更に人口が減少していく。どのように人口の現象を食い止めていかなければならないかという視点も無ければいけないと思う。そう言うことから、私は国道38号線沿いのインターチェンジ周辺や農用地の土地利用が必要だと思う。中空知の中核都市として、そのような視点がこの中にどのように現れてきているのか。例えば、東滝川であった説明会のときも申し上げたけれども、そこにコミュニティが維持されないといけない。江部乙も同様に、人口減少により学校が無くなったりして、コミュニティそのものが崩壊しつつある限界集落になろうとしている。そのようなところはある程度人口を呼び寄せる施策、725ヘクタールという畜産試験場の跡地の問題も踏まえて、長期的な戦略の中で施策がどのようにこの中に現れてきているのか。先ほど説明があった東滝川の小さな街を集約化させたって、自分で自分の首を絞めている形になり、人口を集約できるような有効な施策が取られているのか。そのあたりの考え方をお願いしたい。

会長)

- ・ はい、説明お願いします。

事務局)

- ・ 今のご質問ですけれども、都市計画マスタープランを策定する際に、委員がおっしゃられたことは検討しております。その上で今後滝川市が今ある社会資本インフラ、具体的に言いますと国道38号線もそうですし、12号線、451号線、またインターチェンジもそうです。既存にあるインフラを最大限に活用して街を活性化していこうという考えを持って、今回コンパクトな都市づくりを考えてございます。一方で道路だけではインフラは足りなくて、その他にも下水道や水道、いろいろなものがありますので、そういったインフラが揃った場所から順次行っていくという考え方を持ってございます。ご質問にあった国道38号線インターチェンジ部分だと思いますけれども、そこについては、流通団地との兼ね合いもございまして、流通団地の分譲が9割を超えてきていますけれども、もう少し様子を見て、かつインターチェンジの周辺に具体的な開発計画が挙げた段階で、都市計画マスタープランでも土地利用を図る方向性では書いておりますので、そういったことが明らかになった段階で見直しを考えていきたいと思っております。あと一つ畜産試験場につきましても現在、農政部の方で構想を作りまして、それにつきまして関係機関と検討しているところでございます。明らかになってきましたら、それに見合う周辺の土地利用について再度見直しがあるかもしれないということでございます。コミュニティにつきましては重要なことだと考えております。今回都市計画マスタープランにも記載してございます。できるだけ人口と利便施設を集める形で土地利用をなされるようなルール変更にしてございます。

会 長)

- ・ はい、説明が終わりました。ただいま、諮問されている案件については用途指定の基準の変更と言うことで、土地利用の変更については後ほど説明があると聞いておりますけれども、先ほどの説明がありましたけれども、その中で地域性だとか、いま委員が言われたようなことが含まったことでの説明、あるいはご意見等何うことがでてくるのではないかと思います。今は用途地域の基準の見直しということですから、言うなれば、文言の見直しと、もう一つは準工業地域に対して接するか接しないかということの善し悪しが言われたということでございますので、その辺を把握しながらご質疑等お願いしたいと思います。それでは何かございますか。無ければ、諮問第2号につきましても「滝川市用途地域指定基準の変更について」につきましても諮問をされている訳ですがこれらについても「可」として答申することに異議ございませんか。

委 員)

- ・ 異議なし

会 長)

- ・ 異議無しとの声がありますので、そうさせていただきたいと思います。なお、この2件についてきましては、諮問でございますので、答申ということになります。その答申についてきましては事務局と私の方で研鑽して答申するというで一任させていただきます。

委 員)

- ・ 異議なし

会 長)

- ・ そのように決定させていただきます。ありがとうございます。

## 6 議案第1号

都市計画の変更について（土地利用）

事務局)

- ・ 配付資料に基づき、「都市計画の変更について（土地利用）」について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会 長)

- ・ 長々とありましたけれども、ご理解いただけたと思いますが、これから質疑に入らせていただきたいと思います。なお、用途地域は、みなさんご存じだと思いますけれども、自分の土地でありながら、自分で自由にならなくなる指定を受けてしまうことがあります。そんなことから重要な都市計画としての案件であることから、変更するときには地域住民の意見を聞きなさい。昔は公聴会を開きなさい。いろいろなルールがあるわけです。そのくらい重要な案件であるということでもありますので、これから審議させていただきますけれども、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委 員)

- ・ 議案第1号資料69ページの農村環境保全地区の部分なのですが、国道12号バイパスが国道12号線に接続します。この国道12号線沿いが主要幹線地区と農村環境保全地区ということで色が塗られているのですが、ここ部分については既に開発がされているところも含まれているような気がするのですが、空き店舗などもあり、かなり大きな開発がされているのですが、そういった現状と今回の保全地区を作るということを、どういう考えでなさっているのか。今、売買がされていないからいいのですが、今後敷地を含めて動いた時に、緑の部分とか沿道部分にも掛かっているような気がします。国道12号線から東側ですが、この網を掛けてしまうと後々いろいろ問題が起きてしまうのではないかと思うのですが、その辺はどのようにお考えですか。そんな大きな範囲ではないですが、どう

お考えなのか。

事務局)

- ・ 今ご指摘の箇所の確認ですが、国道12号線の五丁目から北側部分の東側の沿道ですか。

委員)

- ・ 五丁目から東側の自動車工場から一連の施設が立っていますよね。

事務局)

- ・ その紫の手前は白くなっておりますけれども、国道の中心から50mの範囲で準工業地域の指定がありまして、さらに奥行きを取るために更に50mを取っております。それ以上、奥の方に入ってくると農地がかなりございますので、沿線部分の土地については、救うような形で、そこから奥にあたる部分への進出をされると農村環境に影響を与えるということでこのような形になっています。道路中心から100m確保しております。

委員)

- ・ わかりました。

会長)

- ・ 他にございませんか。

委員)

- ・ 資料53ページの東滝川と資料69ページの農村環境保全地区なのですが、先ほど申し上げた通り土地利用を制限されると、発展する所が発展しないことが起きてくる。資料53ページの東栄小学校から国道38号線に向かって、土地利用の制限地域になっているのですが、この辺りに老人施設などのいろいろな施設を作りたいと相談を受けていて、こういう制限が入ったりするとできない。先ほどの農村環境保全地区という言葉は非常にきれいなのですが、そのような部分を守らなければならない所もあるけれども、資料33ページ、35ページにある東滝川のコミュニティを維持しようと優良な農地を少しまとめて何かやろうということが、ほとんどできないのです。だから、逆に言うと少し用途地域を増やした方が将来的にコミュニティを維持できる状態になるのです。このままで固定してしまうと本当に雁字搦めで、小さな街として維持できればいいけど、ほとんど機能なくなる街になることを心配している。学校跡地やその裏のところも含めて拡大ができるか。むやみにやるということではなく、そのようにしておかなければ駄目な気がする。その辺の検討がなされたのか。それともう一つは農村環境保全地区ということなのだけでもモーターが10年ぐらい前に建設されたのだ

けれども、非常に反対運動があつて空知支庁まで行ったのが、モーテルは建てられるという判断だった。今後そのようなものが農村の中に建たないのかということを確認したい。その点について質問します。

会 長)

- ・ はい、説明願います。

事務局)

- ・ 東滝川地区の地域発展のために開発できる土地が将来必要ではないかと思えますけれども、現在滝川全体の人口が減ってきている状況でございます。ただし、土地を活用できていない未利用地については東滝川に限られた部分ですが、あることは間違いないと認識しております。今後の人口減少していく中で、まだ南側や東側、その他市街地にも未利用地がありますけれども、人口が減ってくる中で今すぐに用途地域を拡大するというような状況にないと認識しております。ただ、先ほど申しあげました畜産試験場の開発検討の内容によっては食住接近ということで、内容にもよりますけれども、そのようなことがありましたら見直しを考えております。2点目ですが、東滝川地区の農村部におけますホテルについてですけれども、今後そのような建物は特定用途制限地域により建てることはできなくなります。

委 員)

- ・ 先ほど委員長がいうように非常に大事なことなのです。私は畜産試験場の活用を含めて、その時点で見直すというのが現実的にはなかなか難しいのです。コミュニティやコンパクトタウンとしてのコミュニティを維持すると、ある程度発展する目を考えておかなければならない気がする。

会 長)

- ・ 本案件については、変更を決定するというものではございません。これから説明を受けて、諮問されるのではないかと思いますから、それを見極めながら広げるのは非常に難しいのではないかと考えます。ですけれども、ご意見はご意見としてあることから斟酌しながらご検討ください。そのようなことでよろしく願いいたします。よろしいですか。それでは、そのようなことを含めながら変更に至っていただくことをお願い申し上げます。他にございませんか。無ければ以上持ちまして、ただ今の第1号「都市計画の変更について（土地利用）」については、説明を受けたということによろしいでしょうか。

委 員)

- ・ はい

会 長)

- ・ それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

#### 7 議案第2号

都市計画の変更について（都市計画道路）

事務局)

- ・ 配付資料に基づき、「都市計画の変更について（都市計画道路）」について内容説明を行い、今後の進め方について報告。

会 長)

- ・ 説明が終わりました。何か質疑はございませんでしょうか。

委 員)

- ・ この間の交通マスタープランの時にも質問したのだけれども、国道12号線から国道38号線に抜けている停車場線があります。それはいわゆる国道12号線から国道38号線のバイパス的な役割を果たしているのだけれども、それが東滝川の駅で止まってしまっている。非常に矛盾しているのでは無いか。今のモータリゼーションの時代に合わないのでは無いか。私がお指摘を申し上げて北海道とも打合せをするということになっておりますが、それはどのようなことになっているのか。

会 長)

- ・ ご説明願います。

事務局)

- ・ 都市計画道路と道路管理者はリンクしていません。道道の昇格、または道道の変更、国道の昇格変更については、都市計画道路の変更とは異なるのですが、今委員からお話のあったJRの東滝川駅から国道12号バイパスまで向かうことは遠回りではないかなと思っております。それを国道38号線に繋げて欲しいといういことで、そちらは都市計画決定とはリンクしておりませんので、それは別途、北海道と協議をしております。なかなか協議に時間が掛かりますので、その辺はご理解いただいて、時間をいただきながら協議を継続的に進めていきたいと考えております。

委 員)

- ・ はい、わかりました。

会 長)

- ・ 今、停車場線ということで道道となっているわけですが、これを停車場線ではなくて、国道38号線に繋ぐと、国道と国道を繋ぐ道道ということで協議

を進めているのではないかと思いますけれども、そのような意見もありますから、斟酌として今後の協議に望んでいただきたい。というお願いだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは第2号の都市計画の変更（都市計画道路）についても質疑が終了いたしました。説明済みということによろしいですか。

委員)

- ・ はい

会長)

- ・ ありがとうございます。以上持ちまして、予定時間ぎりぎりでございますけれども、みなさんのご協力に基づきまして終了させていただきました。今後は事務局と相談させていただき、先程ご了解いただきました諮問については、答申していきたいと思ひます。ご協力よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

委員)

- ・ ありがとうございます。

#### 8 閉会

- ・ 事務局長から以上をもって都市計画審議会を終了する旨宣告。

報告資料

諮問第1号	滝川都市計画道路の変更について
諮問第2号	滝川都市計画用途地域指定基準の変更について
議案第1号	都市計画の変更について（土地利用）
議案第1号	参考資料
議案第2号	都市計画の変更について（都市計画道路）